

# 公共事業に係る工事の施行に伴う 建物等の損害等の調査に係る業務費積算基準

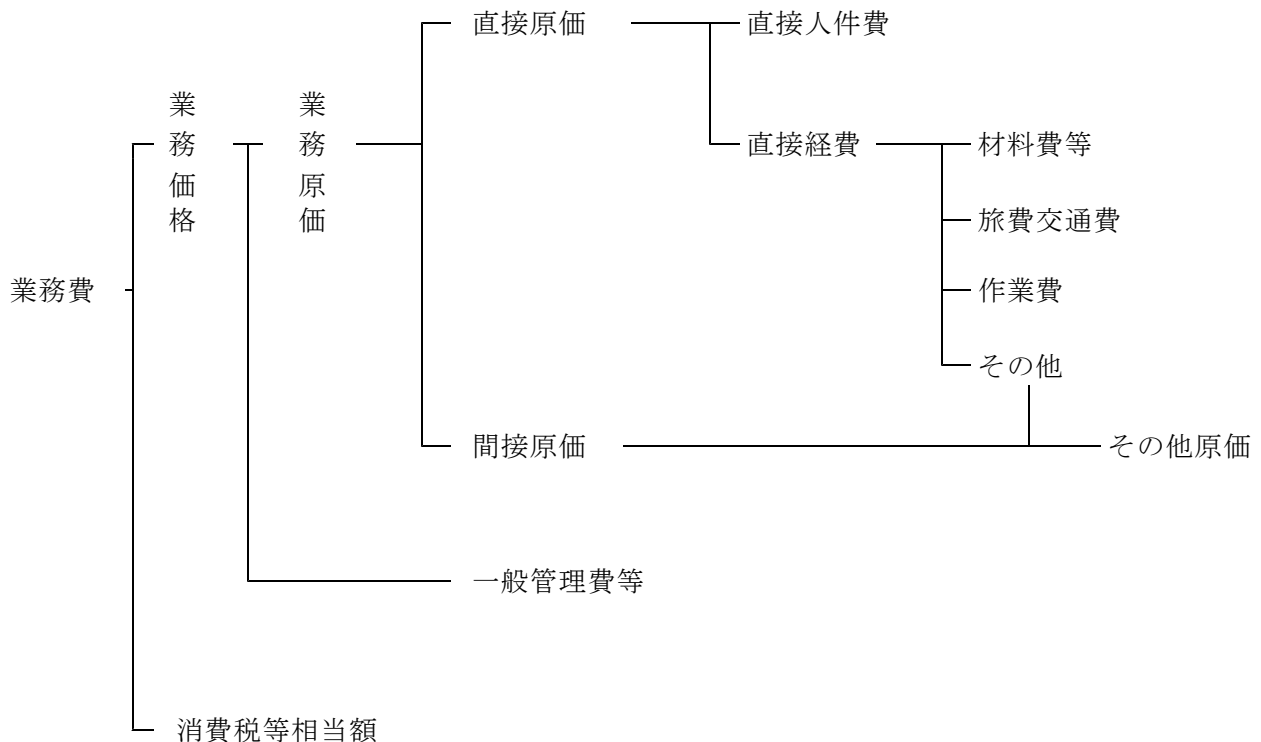
## 第1 適用範囲

この公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に係る業務費積算基準（以下「工損積算基準」という。）は、四国地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁宮繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）の施行に伴う「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号。以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況の調査、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「地盤変動影響調査等」という。）を、別途定める公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に関する共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。

なお、この工損積算基準により難しい特殊なものについては、別途見積等により積算することができるものとする。

## 第2 業務費の構成

この工損積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



### 第3 業務費の内容及び積算

#### 1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

##### (1) 直接人件費

###### イ 直接人件費

直接人件費は、地盤変動影響調査等に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

###### ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合においては、見積を徴収するものとする。

(例示) 木造建物A (表7) 200㎡以上300㎡未満の場合

職 種	(基準値) 規 模 70㎡以上130㎡未満	補 正 率 200㎡以上300㎡ 未 満	(補正值) 規 模
技師 A	1.08人	1.80	1.94人
技師 B	1.71人	1.80	3.07人
技師 C	1.34人	1.80	2.41人
技師 D	0.58人	1.80	1.04人

注 補正率は、表8で定める率である。

##### (2) 直接経費

###### イ 材料費等

材料費等は、地盤変動影響調査等を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

$$\text{材料費等} = \text{直接人件費} \times 7\text{パーセント}$$

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。

ロー1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

地盤変動影響調査等については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
地盤変動影響調査等	直接人件費の1.91パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費の率を用いた積算

地盤変動影響調査等については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
地盤変動影響調査等	直接人件費の2.29パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算

地盤変動影響調査等については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費については含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	日当・宿泊料（千円）
地盤変動影響調査等	6.1X

X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く）

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1-3-3に基づく。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

ハ 作業費

地盤変動影響調査等を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経

費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) = [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) ] \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \}$$

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

地盤変動影響調査等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3 1 (2) の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1 (2) の各項目以外に必要となるその他の費用については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$  は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$  は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税等相当額} = \{ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) \} \times (\text{消費税等税率})$$

## 5 履行期間の算定

履行期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下を切上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て)まで算出するものとする。

$$\text{履行期間} = \frac{\text{必要内業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{必要外業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{その他}}{(\text{W1}) \quad (\text{W2})}$$

### (1) 必要内外業日数(W<sub>i</sub>)の算出

必要内外業日数の算出は、次式による技術者別の作業日数の合計値を比較し、最大となる日数を標準とする。

$$W_i = \Sigma (\text{各区分ごとの単位当たり技術者別内(外)業所要日数} \times \text{補正率} \times \text{対象数量})$$

### (2) 不稼働係数

不稼働係数は、積算基準書(参考資料)第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-2 履行期間の算定(1)の内業の不稼働係数によるものとする。

### (3) その他

イ 必要内外業期間内に下記の期間が含まれる場合は、その日数を加算するものとする。

年末年始・・・12/29～1/3 6日間

夏期休暇・・・8/14～8/16 3日間

ロ その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。

## 6 設計変更の積算

業務の設計変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税等税率})$$

(落札率を乗じた額)

注1 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

注2 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

## 7 設計等における数値の扱い

### (1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

### (2) 端数処理等の方法

#### イ 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

#### ロ 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

#### ハ 歩掛

歩掛を補正する際の端数は、小数第2位（小数第3位以下切捨て）とする。

#### ニ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

#### ホ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

#### ヘ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$  など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

#### ト 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数整理（10,000円単位で切捨て）するものとする。

### (3) 設計数量表示単位

イ 設計数量の表示単位及び数値は、別表「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。

ロ 「設計数量表示単位一覧表」以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、同表及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。

ハ 設計数量の表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は「1式」を原則とする。

## 8 その他

### (1) 作業区分

本歩掛の作業区分は、調査外業（調査）、調査内業（図面等）及び算定とする。

イ 調査外業は、建物等の現地での調査及び官公庁その他関係する機関において諸調査を行うことをいう。

ロ 調査内業は、調査外業における結果を基に図面、調査書の作成及び費用負担額算定に必要となる諸数量の計算等の作業を行うことをいう。

ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び費用負担額等の計算並びに成果物の整理製本等の作業を行うことをいう。



(2) 職種の表示

工損積算基準の歩掛表に表示する職種は、次のとおりとする。ただし、第4地盤変動影響調査等歩掛〔一〕5水準測量を除く。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 ( A )	技 師 A
技 師 ( B )	技 師 B
技 師 ( C )	技 師 C
技 術 員	技 師 D

(3) 監督・検査

本業務に係る監督・検査は、「地方整備局用地関係業務監督等検査要領」（平成24年3月9日付け国土用第40号）及び「地方整備局用地調査等技術検査要領（案）」（平成24年5月10日付け国土用第9号）により行うものとする。

(4) 契約書

地盤変動影響調査等を請負に付する場合の契約書は、「用地調査等業務積算資料」（平成4年3月26日付け建四一用第70号。以下「積算資料」という。）第2編第1章に定める別記様式第1号「用地調査等業務請負契約書」を標準とするものとする。

#### 第4 地盤変動影響調査等歩掛

地盤変動影響調査等は、事務処理要領第1条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査（以下「事後調査」という。）及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明に区分して行うものとする。

##### [一] 共通

##### 作業計画の策定

事前調査等の実施に伴う作業計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表1により行うものとする。

表1

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
作業計画書の作成	業 務	—	主任技師 技師 A	0.38 0.38	

##### [二] 事前調査、事後調査及び算定

##### 1-1 打合せ協議

事前調査、事後調査及び算定の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、表2により行うものとする。

表2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時	
打合せ協議	業 務	—	主任技師	0.50	0.50	0.50	中間打合 せ1回当 たりの場 合
			技師 A	0.50	0.50	0.50	
			技師 B	0.50	0.50	0.50	

注1 中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみ業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

注2 打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。

注3 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判

断され、（主任）監督員と、主任担当者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

#### 1-2 現地踏査

現地踏査は、事前調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので、これに要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表3

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	技師 A	0.39人	
			技師 B	0.39人	
			技師 C	0.39人	

## 2 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、表4、表5及び表6の区分によるものとする。

表4

区 分	判 断 基 準
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

表5

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舍、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

表6

区 分	判 断 基 準
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

### 3 事前調査

#### (1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表7により行うものとする。ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点(公共水準点)の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.78	0.30	—	1.08人	
			技師B	0.78	0.93	—	1.71人	
			技師C	0.78	0.56	—	1.34人	
			技師D	—	0.58	—	0.58人	
木 造 建 物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.93	0.34	—	1.27人	
			技師B	0.93	0.82	—	1.75人	
			技師C	0.93	0.66	—	1.59人	
			技師D	—	0.50	—	0.50人	
木 造 建 物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.55	0.25	—	0.80人	
			技師B	0.55	0.63	—	1.18人	
			技師C	0.55	0.33	—	0.88人	
			技師D	—	0.47	—	0.47人	
木 造 特 殊 建 物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師A	0.59	0.22	—	0.81人	
			技師B	0.59	0.92	—	1.51人	
			技師C	0.59	0.19	—	0.78人	
			技師D	—	0.54	—	0.54人	
非 木 造 建 物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.07	0.39	—	1.46人	
			技師B	1.07	1.13	—	2.20人	
			技師C	1.07	0.78	—	1.85人	
			技師D	—	0.68	—	0.68人	
非 木 造 建 物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.06	0.40	—	1.46人	
			技師B	1.06	1.39	—	2.45人	
			技師C	1.06	0.73	—	1.79人	
			技師D	—	0.47	—	0.47人	

非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.67	0.30	—	0.97人
			技師B	0.67	0.77	—	1.44人
			技師C	0.67	0.48	—	1.15人
			技師D	—	0.59	—	0.59人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては表8の、木造特殊建物にあつては表9の、非木造建物イ、ロ及びハにあつては、表10の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有権者又は借家人によつて集合住宅となつてゐるときは、本表にかかわらず表11によつて直接人件費の積算を行うものとする。

### 木造建物A、B及びCの補正率

表8

建物延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満	450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00	4.00

1,000㎡以上 2,000㎡未満
5.30

### 木造特殊建物の補正率

表9

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.50	4.70

### 非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表10

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

表 1 1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師A	0.36	0.11	—	0.47人	
			技師B	0.36	0.22	—	0.58人	
			技師C	0.36	0.18	—	0.54人	
			技師D	—	0.14	—	0.14人	

注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 1 2

戸当たり 延べ面積	35㎡未満	35㎡以上 65㎡未満	65㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 225㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.00	4.00	5.30

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表13により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表13

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.43	0.18	—	0.61人	
			技師 B	0.43	0.38	—	0.81人	
			技師 C	0.43	0.44	—	0.87人	
			技師 D	—	0.32	—	0.32人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。

表14

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 630㎡未満	630㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10

2,000㎡以上 3,300㎡未満	3,300㎡以上 5,000㎡未満
5.70	7.70



#### 4 事後調査

##### (1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15によるものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.71	0.26	—	0.97人	
			技師B	0.71	0.74	—	1.45人	
			技師C	0.71	0.45	—	1.16人	
			技師D	—	0.65	—	0.65人	
木 造 建 物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.84	0.37	—	1.21人	
			技師B	0.84	0.66	—	1.50人	
			技師C	0.84	0.61	—	1.45人	
			技師D	—	0.50	—	0.50人	
木 造 建 物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.46	0.23	—	0.69人	
			技師B	0.46	0.74	—	1.20人	
			技師C	0.46	0.32	—	0.78人	
			技師D	—	0.55	—	0.55人	
木 造 特 殊 建 物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師A	0.57	0.28	—	0.85人	
			技師B	0.57	0.65	—	1.22人	
			技師C	0.57	0.23	—	0.80人	
			技師D	—	0.51	—	0.51人	
非 木 造 建 物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.17	0.36	—	1.53人	
			技師B	1.17	0.65	—	1.82人	
			技師C	1.17	0.33	—	1.50人	
			技師D	—	0.60	—	0.60人	
非 木 造 建 物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.00	0.38	—	1.38人	
			技師B	1.00	0.73	—	1.73人	
			技師C	1.00	0.54	—	1.54人	
			技師D	—	0.74	—	0.74人	
非 木 造 建 物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.66	0.23	—	0.89人	
			技師B	0.66	0.68	—	1.34人	
			技師C	0.66	0.38	—	1.04人	
			技師D	—	0.63	—	0.63人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8、表9及び表10の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表16によって直接人件費の積算を行うものとする。

表 1 6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師A	0.20	0.11	—	0.31人	
			技師B	0.20	0.13	—	0.33人	
			技師C	0.20	0.07	—	0.27人	
			技師D	—	0.09	—	0.09人	

注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共有部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

## (2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表17によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表 1 7

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.41	0.21	—	0.62人	
			技師 B	0.41	0.38	—	0.79人	
			技師 C	0.41	0.28	—	0.69人	
			技師 D	—	0.34	—	0.34人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。

## 5 水準測量

地盤変動影響調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第51号土地建設産業局地価調査課長通知）第9条第2項第一号及び第11条の調査にあたり、公共水準点の設置を実施する場合は、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書（以下、「積算基準書」という。）及び積算基準書（参考資料）により積算するものとする。この場合の積算歩掛は、原則として積算基準書第1

編第2章第3節水準測量のうち4級水準測量観測及び水準点設置（永久標識以外）を適用する。

## 6 居住者調査

事前調査及び事後調査に伴い居住者調査を行う場合の直接人件費の積算は、積算資料第3編第4章第7表7-6により行うものとする。

## 7 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表18により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表18

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	—	0.21	0.12	0.33人	
			技師C	—	0.72	0.24	0.96人	
			技師D	—	—	0.14	0.14人	
非 木 造 建 物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	—	0.38	0.26	0.64人	
			技師C	—	1.14	0.34	1.48人	
			技師D	—	—	0.15	0.15人	
区 分 所 有 建 物 等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師A	—	0.10	0.07	0.17人	
			技師C	—	0.25	0.13	0.38人	
			技師D	—	—	0.04	0.04人	
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師A	—	0.18	0.12	0.30人	
			技師C	—	0.41	0.13	0.54人	
			技師D	—	—	0.08	0.08人	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8、表10、表12及び表14の補正率を適用するものとする。

### [三] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

#### 1-1 打合せ協議

費用負担の説明の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は表2により行うものとする。中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

#### 1-2 現地踏査

現地踏査は、費用負担の説明等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので、これに要する直接人件費の積算は、表19により行うものとする。

表19

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	技 師 A	0.60人	
			技 師 B	0.60人	
			技 師 C	0.60人	

#### 2 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表20により行うものとする。

表20

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概 況 ヒアリング等	権 利 者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技 師 A	0.05	0.04	0.09人	
			技 師 C	0.05	0.04	0.09人	

注1 技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費＝単価×権利者数

### 3 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 2 1 により行うものとする。

表 2 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説 明 資 料 の 作 成 等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技 師 A	—	0.11	0.11人	
			技 師 C	—	0.21	0.21人	

注 直接人件費＝単価×権利者数

### 4 費用負担の説明

費用負担の説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 2 2 により行うものとする。

表 2 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費 用 負 担 説 明	権利者	—	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技 師 A	1.45	0.10	1.55人	
			技 師 C	1.45	0.36	1.81人	

注 直接人件費＝単価×権利者数

## 別 表

## 設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区 分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考	
共 通	作業計画の策定		業務	1		
事 前 調 査 、 事 後 調 査 及 び 算 定	打合せ協議	業務着手時	業務	1		
		中間打合せ	回	1		
		成果物納入時	業務	1		
	現地踏査		業務	1		
	事前調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	棟	1	
			戸	戸	1	
			箇所	箇所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	棟	1	
			戸	戸	1	
			箇所	箇所	1	
	算定	木造建物・非木造建 物	棟	棟	1	
			戸	戸	1	
箇所			箇所	1		
費 用 負 担 説 明	打合せ協議	業務着手時	業務	1		
		中間打合せ	回	1		
		成果物納入時	業務	1		
	現地踏査		業 務	1		
	概況ヒアリング等		権利者	1		
	説明資料の作成等		権利者	1		
	費用負担説明		権利者	1		